

平成25年度 入札・契約制度の改定について

平成25年6月1日（※6月1日以降に入札等公告を行う案件）より次のとおり入札・契約制度を改定します。

- 1 最低制限価格制度の改定
- 2 予定価格の事後公表の試行範囲の拡大
- 3 建設工事格付基準（水道施設工事）の改定
- 4 入札スケジュールの変更

【事務担当・問合せ先】

管財契約課 契約係 TEL 0596-21-5525

1 最低制限価格制度の改定

契約の適正な履行及び品質の確保等に向け、適正価格での契約を推進するために、最低制限価格の算出方法を次のとおり変更します。

最低制限価格の算出方法(概要)

現 行 有効札の最低価格から1割、最高価格から1割の
個数の札を除いた札の平均額の90%の額

ただし、最低制限価格の算出対象となる有効札が
4以下となった場合は、予定価格の70%の額

改 定 有効札のうち、予定価格の80%以上の札の最低
価格から8割の個数の札の平均額の95%の額

ただし、最低制限価格の算出対象となる有効札が
3以下となった場合は、予定価格の75%の額

※ 最低制限価格の算出方法の詳細及び具体例は、2～3ページをご参照ください。

最低制限価格の算出方法

1. 予定価格を超過した札及び予定価格の70%（円未満切捨）未満の札を落札外とする。
2. 有効札を入札価格の順に並べ、そのうち予定価格の80%の額（円未満切捨）以上の札を最低制限価格の算出対象とする。
3. 最低制限価格算出対象の札のうち、最低価格から算出対象となる札の個数の4/5（1未満切捨）の個数の札の平均額（円未満切捨）に95%を乗じた額（千円未満切捨）【A】を算出する。
4. 予定価格の90%の額（千円未満切捨）【B】を算出する。
5. 上記により算出した【A】と【B】の額を比較し、その結果により次のとおり最低制限価格を定める。
 - ① 【A】が予定価格の90%以下（【A】 \leq 【B】）となった場合
・・・・・・・・最低制限価格は、【A】
 - ② 【A】が予定価格の90%超（【B】 $<$ 【A】）となった場合
・・・・・・・・最低制限価格は、【B】

※ 上記算出にあたり、最低制限価格の算出対象となる札が3以下となった場合は、予定価格の75%の額（千円未満切捨）を最低制限価格とする。

※ 予定価格が10,000円未満の案件では、上記算出にあたり「千円未満切捨」とあるのを「円未満切捨」と読み替えるものとする。

※ 落札候補者が落札者になることができない場合においても、最低制限価格の算出にあたっては、その者の入札価格を使用する。

《例》

予定価格 = 10,000,000 円					
入札者	入札価格	率	最低制限価格の算出	結果	
1	A社	7,500,000	75.0%	有効札を入札価格順に並べ、予定価格の 80% (円未満切捨) 以上の 14 社 (C~P社) の札を最低制限価格の算出対象とする。 最低制限価格算出対象となった 14 社のうち、 最低価格から8割の個数(端数切捨)の 11 社 (C~M社)の平均額(円未満切捨)に 95%を乗 じた額(千円未満切捨) $96,800,000 \text{ 円} \div 11 \text{ 社} \times 95\%$ $= \underline{8,360,000 \text{ 円}} \cdots \cdots \text{【A】}$ 予定価格の 90%の額(千円未満切捨) $10,000,000 \text{ 円} \times 90\%$ $= \underline{9,000,000 \text{ 円}} \cdots \cdots \text{【B】}$ 【A】と【B】の額を比較すると、 【A】が予定価格の 90%以下 (【A】 \leq 【B】)な ので、最低制限価格は、【A】 <u>8,360,000 円</u> とな る。 よって、最低制限価格 8,360,000 円の直近上 位のE社 8,480,000 円が落札(候補)となる。	落札外
2	B社	7,980,000	79.8%		落札外
3	C社	8,000,000	80.0%		落札外
4	D社	8,330,000	83.3%		落札外
5	E社	8,480,000	84.8%		落札
6	F社	8,500,000	85.0%		
7	G社	8,620,000	86.2%		
8	H社	8,750,000	87.5%		
9	I社	8,980,000	89.8%		
10	J社	9,000,000	90.0%		
11	K社	9,280,000	92.8%		
12	L社	9,360,000	93.6%		
13	M社	9,500,000	95.0%		
14	N社	9,680,000	96.8%		
15	O社	9,870,000	98.7%		
16	P社	9,900,000	99.0%		

2 予定価格の事後公表の試行範囲の拡大

平成23年度から試行している建設工事及び測量、設計業務等の入札における予定価格の事後公表について、次のとおり対象を拡大し引き続き試行実施します。

予定価格事後公表の試行対象

◇ 建設工事

現行 設計金額 5,000万円以上のもの

改定 設計金額 3,000万円以上のもの

◇ 測量、設計業務等

現行 設計金額 300万円以上のもの

改定 設計金額 130万円超のもの

※ 上記試行対象となる案件のうち、概ね業種別に3分の1の案件で実施します。

3 建設工事格付基準(水道施設工事)の改定(既周知済み)

水道施設工事の格付基準における完成工事高については、これまで「水道施設工事」と「管工事」の合算として取扱ってきましたが、平成25年6月以降は、「水道施設工事」のみの取扱い(「管工事」との合算は行いません。)とします。

これに伴い、水道施設工事の格付については、平成25年6月1日付けで全業者一斉見直しを行います。

4 入札スケジュールの変更

要件付一般競争入札の公告から開札に至るまでの基本スケジュールを次のとおり変更します。

なお、このスケジュールは、あくまでも基本スケジュールであり、これによらない場合もありますので、各案件の入札公告を必ずご確認ください。

要件付一般競争入札基本スケジュール

(入札公告)	月曜日	15:00	
(参加申請期限)	入札公告の翌週 月曜日	15:00	
(入札書提出期限)			
<table border="1"><tr><td>現 行</td></tr></table>	現 行	入札公告の翌週 金曜日	15:00
現 行			
<table border="1"><tr><td>改 定</td></tr></table>	改 定	入札公告の翌々週 月曜日	15:00
改 定			
(開札)	入札公告の翌々週 火曜日	9:00～ 順次	

※ 上記スケジュールで各期日が祝日の場合、「入札公告」「入札書提出期限」は直前の市役所開庁日に、「参加申請期限」「開札」は直後の市役所開庁日に変更となります。

※ 建設工事等で設計金額5,000万円以上の案件では、上記スケジュールで参加申請期限以降1週間延伸となります。

※ 入札書提出後に辞退する場合は、開札の前日(市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日)の17:00までに書面により辞退届けを提出してください。